

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条	
健康さくら21（第2次） 目標値		(初期値) → (目標)
	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合	87.6% → 95.0%
	・妊娠中飲酒していた母親の割合	13.3% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合	21.4% → 0%
	・妊娠中に喫煙していた母親の割合	5.4% → 0%

《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第16条による母子健康手帳を交付する。

《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊婦・乳児一般健康診査受診票を交付する。

届出・交付場所は、3保健センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター）と市役所子育て支援課の4か所（平成28年4月、子育て世代包括支援センターの設置に伴い保健師による全員面接を実施するようになったため、市役所市民課及び出張所での届出・交付は廃止している）。

《実績》

① 過去5年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合)	届出時の妊娠週数					産後	週数不詳
			0～11週 (割合)	12～19週	20～27週	28週以上			
25年度	1,172	525 (44.8%)	1,066 (91.0%)	85	12	7	0	2	
26年度	1,217	538 (44.2%)	1,094 (89.9%)	95	12	6	9	1	
27年度	1,082	505 (46.7%)	970 (89.6%)	81	16	8	0	7	
28年度	1,054	415 (39.4%)	958 (90.9%)	81	9	6	0	0	
29年度	1,035	454 (43.9%)	946 (91.4%)	75	9	5	0	0	

※ 平成29年度 妊娠届出による母子健康手帳交付数は、1,051件（多胎の場合胎児数発行するため妊娠届出数と異なる）。紛失等による母子健康手帳再交付数49件。

② 地区別妊娠週数別届出数 (件)

地区	総数	届出時の妊娠週数					産後	週数不詳
		0～11週	12～19週	20～27週	28週以上			
佐倉	143	135	5	2	1	0	0	
臼井	157	143	13	1	0	0	0	
志津	472	434	33	3	2	0	0	
根郷	208	188	18	1	1	0	0	
和田	9	8	1	0	0	0	0	
弥富	3	3	0	0	1	0	0	
千代田	43	35	5	2	0	0	0	
合計	1,035	946	75	9	5	0	0	

③ 妊婦・乳児一般健康診査受診票交付・再交付数 (件)

妊娠届出時に交付	届出後多胎が判明し交付	転入のため交付	紛失・その他
1,035	2	204 (妊娠・乳児 93 件 乳児のみ 111 件)	12

④ 交付場所別届出数及び割合 (件)

届出場所	届出数	割合 (%)
健康管理センター	164	15.8
西部保健センター	398	38.5
南部保健センター	40	3.9
子育て支援課	433	41.8
合計	1,035	100.0

⑤ 年代別届出数 (件)

年代	件数	割合 (%)
10代	11	1.1
20代	347	33.5
30代	600	58.0
40代	76	7.3
50代	1	0.1
計	1,035	100.0

⑥ 保健師による面接・実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	1,035	1,012	97.8%	231	22.3%
転入時別冊交換(妊婦)	93	88	94.6%	23	24.7%
合計	1,128	1,100	97.5%	254	22.5%

※当日面接が出来なかった理由としては悪阻等での体調不良が主であり、代理人申請で母子健康手帳を交付。当日来所できなかった妊婦に対しては、別日に訪問や保健センターに来所してもらい面接を実施している。

⑦ 妊娠届出、転入全妊婦の妊娠中の喫煙・飲酒状況

⑦-1 妊婦本人の喫煙状況 (件)

状況	件数	割合
吸っていない	940	83.3%
現在吸っている	23	2.0%
妊娠中のため止めた	158	14.0%
不明	7	0.6%
合計	1,128	99.9%

⑦-2 家族の喫煙状況 (件)

状況	件数	割合
家族に喫煙者はいない	690	61.2%
兄弟姉妹	4	0.4%
妊婦の父母	30	2.7%
夫・パートナー	385	34.1%
夫の父母	10	0.9%
不明	9	0.8%
合計	1,128	100.1%

⑦-3 妊婦本人の飲酒状況 (件)

状況	件数	割合
飲んでいない	551	48.8%
現在飲んでいる	5	0.4%
妊娠中のため止めた	565	50.1%
不明	7	0.6%
合計	1,128	99.9%

⑧ 特定妊婦把握状況 (件)

市内医療機関	11
市外医療機関	11
合計	22

※医療機関と連絡をとりながら支援をした妊婦の数

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第5項

「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【医療機関との連絡内容】

精神疾患（疑い含む）6件、育児・生活態度5件、不安・負担4件、体調・疾患3件、
多胎妊娠2件、虐待ハイリスク2件

⑨ 産後ケア事業利用実績（子育て支援課で実施）

- ・宿泊型（市内産科医療機関に委託） 実3人 延3人 利用日数 13日
- ・訪問型（千葉県助産師会印旛地区に委託） 実4人 延4人 利用回数 9回

《考 察》

妊娠届出数は、昨年度と比較し19件減少しており年々減少傾向となっている。

平成28年度より、子育て世代包括支援センター（健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、子育て支援課）が開設され、妊娠期から切れ目のない支援を目指し、保健師による妊娠届出時全数面接を実施している。面接時に妊婦の心身、家族、サポート体制等の状況をより分析できるよう新たなアンケートを導入し、妊婦ひとりひとりに合わせたケアプランを作成したうえで、健康な妊娠経過をたどれるよう支援を実施している。

面接時に、妊婦本人が喫煙中、家族に喫煙者がいる家庭である、妊婦本人が飲酒していると把握した場合には、胎児に及ぼす影響について、保健指導を行い、継続して支援が必要な妊婦に対してはより個別性のある支援計画を作成して産後6か月まで支援する体制を整えている。その中で、医療機関との連携は欠かせなくなってくると考える。支援が必要な妊婦に早期介入ができるように関係機関と連携を図っていきたい。

2. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 目標値	（初期値）→（目標）
	・ 育児に参加する父親の割合 83.0% → 増加
	・ 夫の育児協力を満足している人の割合 79.6% → 増加
	・ 市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 83.6% → 増加
	・ 妊娠中の飲酒の割合 13.3% → 0%
	・ 妊娠中の喫煙の割合 5.4% → 0%
	・ 妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 21.4% → 0%

《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

（1）マタニティクラス

《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員25人（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター（3回）、西部保健センター（3回）
- ③ 実施回数 年6回
- ④ 周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載
- ⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション・自己紹介 2. 保健師・助産師講義「妊娠中の生活」 3. 栄養士講義「妊娠中・授乳期の栄養」 4. 調理実習「鉄分・カルシウムの多い食事」 5. 歯科医師講義「妊娠中のお口の健康」 6. 保健師講義「佐倉市からのお知らせ」 7. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師・栄養士 歯科医師・歯科衛生士	9:15 ～14:30

《実績》

① 受講状況

年度	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（%）
25年度	525	65	12.4
26年度	538	73	13.6
27年度	505	74	14.7
28年度	415	64	15.4
29年度	514	61	11.9

※対象者数は妊娠届出（転入妊婦含む）をした者のうち初妊婦。（初産・経産不明者1名除く）

② 地区別受講状況

地区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率 (%)
佐倉	76	11	14.5
臼井	74	6	8.1
志津	233	32	13.7
根郷	109	11	10.1
和田	5	0	0.0
弥富	1	0	0.0
千代田	16	1	6.3
合計	514	61	11.9

③ 参加妊婦の就労状況

年度	受講者数 (人)	就労者数 (人)	就労率 (%)
25年度	65	20	30.8
26年度	73	31	42.5
27年度	74	32	43.2
28年度	64	37	57.8
29年度	61	36	59.0

④ 参加妊婦の喫煙状況 (参加人数に対して) (%)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
25年度	1.5	0.0	98.5	0.0
26年度	1.4	4.1	94.5	0.0
27年度	1.4	1.4	97.2	0.0
28年度	0.0	0.0	100.0	0.0
29年度	3.3	3.3	93.4	0.0

⑤ 家族の喫煙状況 (参加人数に対して) (%)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
25年度	25.3	3.3	70.3	1.1
26年度	29.2	0.0	70.8	0.0
27年度	32.9	0.0	67.1	0.0
28年度	33.8	0.0	66.2	0.0
29年度	32.8	0.0	65.6	1.6

⑥ 参加妊婦の飲酒状況（参加人数に対して） (%)

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
25年度	0.0	100.0	0.0
26年度	0.0	100.0	0.0
27年度	0.0	100.0	0.0
28年度	0.0	100.0	0.0
29年度	0.0	100.0	0.0

⑦ 相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用） (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	0	0	0	0	0	11	11

【主な相談内容】母の精神疾患、体重増加、産後の支援など

《考 察》

平成29年度の対象者数（初妊婦数）は前年度よりも増加しているが、受講者数は減少している。一方で、受講者の約6割が就労しているなど、就労率は毎年増加傾向にある。平成29年度から、就労者も申し込みしやすいようメールでの受付を開始した。

今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のマタニティクラスのイメージが持てるよう教室の特徴（調理実習などの体験学習や、近隣に住む妊婦同士の交流）を説明することで、マタニティクラスの参加を勧奨していきたい。また、就労妊婦が増加傾向にあるため、就労者向けのカリキュラムを検討していきたい。

（2）パパママクラス

《内 容》

- ①対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫 各回定員25組（初妊婦優先）
- ②実施会場 健康管理センター（4回）、西部保健センター（5回）
- ③実施回数 年9回、土曜日または日曜日に開催
- ④周知方法 参加案内文を妊娠届出時に配布・こうほう佐倉・健康カレンダー・ホームページ掲載

⑤カリキュラム

1. オリエンテーション・自己紹介	保健師・助産師	9:00- 12:00
2. 助産師講義「お産後のママの健康と生活」 「赤ちゃんとの生活」		
3. 妊婦体験・沐浴実習		
4. 個別相談（希望の方・必要な方）		

《実績》

① 受講状況

(人)

年度	実施回数	対象者数	妊婦数 (うち経産婦数)	受講率 (%)	夫	夫以外の 家族	合計
平成 25 年度	8 回	525	133 (0)	25.3	126	0	259
平成 26 年度	8 回	538	161 (3)	29.9	153	2	316
平成 27 年度	8 回	505	167 (4)	33.1	150	4	321
平成 28 年度	9 回	415	151 (6)	36.4	145	3	299
平成 29 年度	9 回	514	161 (2)	31.3	151	3	315

※対象者数は妊娠届出（転入妊婦含む）をした者のうち初妊婦。（初産・経産不明者 1 人除く）

②地区別受講状況（対象者数に対して）

地区	対象者数(人)	受講者数(人)	受講率(%)
佐倉	76	21	27.6
臼井	74	20	27.0
志津	233	78	33.5
根郷	109	37	33.9
和田	5	0	0.0
弥富	1	1	100.0
千代田	16	4	25.0
市外	-	-	-
合計	514	161	31.3

※市外：住民票がある市町村から依頼文があれば受け入れている。

③夫の参加状況（参加妊婦に対して）

年度	妊婦(人)	夫(人)	受講率(%)
25 年度	133	126	94.7
26 年度	161	153	95.0
27 年度	167	150	89.8
28 年度	151	145	96.0
29 年度	161	151	93.8

④参加妊婦の就労状況

年度	受講者数(人)	就労者数(人)	就労率(%)
25 年度	133	59	44.4
26 年度	161	80	49.7
27 年度	167	99	59.3
28 年度	151	88	58.3
29 年度	161	101	62.7

⑤参加妊婦の喫煙状況（参加人数に対して） (%)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
25年度	0.0	1.5	97.0	1.5
26年度	0.6	1.2	97.0	1.2
27年度	0.0	3.0	97.0	0.0
28年度	1.3	0.7	94.0	2.0
29年度	1.9	8.1	90.1	0.0

⑥家族の喫煙状況（参加人数に対して） (%)

年度	喫煙中	禁煙中	すわない	無回答
25年度	30.8	0.0	69.2	0.0
26年度	28.6	0.0	68.9	2.5
27年度	28.1	0.0	71.3	0.6
28年度	34.5	0.0	66.2	0.0
29年度	31.1	0.0	66.5	2.5

⑦参加妊婦の飲酒状況（参加人数に対して） (%)

年度	飲酒している	飲酒していない	無回答
25年度	0.8	99.2	0.0
26年度	1.2	98.2	0.6
27年度	1.2	98.8	0.0
28年度	0.0	100.0	0.0
29年度	0.0	100.0	0.0

⑧相談件数（分類は地域保健・健康増進事業報告を引用） (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	2	0	0	3	60	65

【主な相談内容】

母の精神疾患、体重管理、体調など

《考 察》

受講者数の増加に伴い、平成28年度からパパママクラスの実施回数を、1回増やして開催している。平成29年度は定員を上回る申し込みはなかった。よって、満員のため参加できなかったという受講者はおらず、全員が希望した日に参加できた。

参加妊婦に対する夫の受講率は93.8%と、平成28年度と比較し減少している。今後も対象者には、妊娠届出の際に、実際のパパママクラスのイメージが持てるよう教室の特徴（男性がマタニティジャケットを装着する妊婦体験や沐浴人形を用いたの沐浴実習などの体験学習）を説明することで、パパママクラスの参加を勧奨していきたい。また、更なる男性の育児啓発に向け、リーフレットの配布やカリキュラムを検討し、男性の積極的な育児参加を促していきたい。

3. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、 第17条（妊産婦の訪問指導）、 児童福祉法第6条の3第4項（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 87.3% → 94.0% ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%

(1) 妊産婦訪問

《目的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内容》

- ①対象 妊娠届出書や電話等で訪問を希望する者
妊娠届出書より訪問が必要と認められる者
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実績》

①実施状況

年度	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)	産婦訪問 実(延)人数	要支援者数 (人)
25年度	1,172	8(8)	8	0	0
26年度	1,217	9(9)	9	0	0
27年度	1,082	5(8)	4	0	0
28年度	1,054	26(32)	16	2(4)	2
29年度	1,035	25(48)	20	3(3)	2

《考察》

昨年度から、子育て世代包括支援センター(健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、子育て支援課)が開設され、妊娠期から切れ目ない支援を目指し、保健師による妊娠届出時全数面接を実施している。また面接時にアンケートを実施し、妊婦の心身、家族・サポート体制等の状況を確認している。面接の状況から、不安や問題を抱えている妊婦へは、電話連絡や訪問を行い、妊娠期から継続支援を実施している。そのため、昨年度から訪問件数が増加していると思われる。支援が必要な妊婦には早期から支援を行い、関係構築をし、妊娠から出産、産後の育児にわたり継続した支援ができるよう関わっていきたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目的》

母子保健法第11条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第6条に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内容》

ア. 新生児訪問

- ①対象 原則として産後28日未満の産婦及びその新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子全員
 - ・第2子以降で希望があった者
 - ・妊娠期から継続して支援している者
 - ・医療機関からの訪問依頼があった者
 - ・里帰り中で他市町村から依頼があった者
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 こんにちは赤ちゃん訪問協力員・看護師・保健師

ウ. こんにちは赤ちゃん訪問員協力員研修

- ①対象 こんにちは赤ちゃん訪問協力員（研修を修了したボランティア/平成29年度は19人）
- ②内容 こんにちは赤ちゃん訪問協力員の資質の向上を目的とした研修会の実施

《実績》

① 実施状況

対象者数 a	生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）実施数	
	b(b/a)	うち、新生児訪問指導等と同時に実施（再掲）c(c/b)
1,031人	964 (93.5%)	724人 (75.1%)

※対象数：平成29年度出生数（平成29年度佐倉市統計資料 市民課より提供）

②過去5年間の実施状況

年度	対象者数(人)	訪問数(人)	要支援者数(%)
25年度	1,182	1,033	181(17.5%)
26年度	1,162	1,077	218(20.2%)
27年度	1,150	1,086	187(17.2%)
28年度	992	944	280(29.7%)
29年度	1,031	964	283(29.4%)

③ ②要支援者数(人)のうち、エジンバラ産後うつ質問票(E P D S)9点以上で要支援となった割合

年度	要支援者数(人)	E P D S 9点以上の数(人)	割合(%)
28年度	280	94	33.6%
29年度	283	76	26.9%

④こんにちは赤ちゃん訪問協力員研修

実施日	参加数	内 容
平成 29 年 7 月 14 日	7 人	「妊娠糖尿病～支援に必要な基礎知識～」 情報共有と、今後の訪問で生かしていくことの検討
平成 29 年 9 月 26 日	11 人	平成 28 年度実績報告、グループワーク 「こんにちは赤ちゃん訪問を実施して良かったこと、 嬉しかったこと、困ったこと、迷ったこと」
平成 30 年 1 月 30 日	14 人	講演会 「子育て～支援者は助手席、運転手はパパとママ」 講師 千葉敬愛短期大学 現代子ども学科 吉村 真理子 教授

《考 察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

昨年度から、全戸訪問事業において全ての産婦にエジンバラ産後うつ質問票(E P D S)を導入している。それにより、訪問し面接だけでは気づけなかった母の精神状態や潜在化している母の思いなどに気づききっかけになり、不安や負担感の強い母へ早期に継続した支援を行っていきことができた。

また、出生通知書が届かない家庭への電話勧奨の強化、連絡が取れない家庭への母子保健担当者の訪問を行っているが、訪問率が昨年度よりも1.7ポイント減少した。今後も、連絡が取れない家庭や住所地に居住実態がない、訪問しても状況が把握できない家庭に対して、関係課と連携して状況把握に努め、状況に応じて支援を開始する必要があると考える。

訪問従事者を対象に、年に3回の研修会を実施している。訪問従事者間でのグループワークや講師を招き講演会を実施することで、訪問従事者の資質向上に努めていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目 的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ①対 象 乳児、幼児とその保護者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実績》

①実施状況

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数 (人)	延数 (人)	実数 (人)	延数 (人)	実数 (人)	延数 (人)
25 年度	72	99	88	199	160	298
26 年度	73	107	81	113	154	220
27 年度	51	82	60	86	111	168
28 年度	111	167	67	111	178	278
29 年度	105	157	84	114	189	271

《考 察》

昨年度から、全戸訪問時に全ての産婦へエジンバラ産後うつ質問票（EPDS）を導入している。そこで、9 点以上と高値だった産婦へは、地区担当保健師が再訪問を実施していることから、昨年度から訪問数が増加している。全戸訪問や母子事業において、専門職による相談と傾聴、必要な保護者へは、支援を継続して行うことで、保護者が健康や育児に関する正しい情報を得て、育児不安・負担感の軽減につながっていくものとする。

乳児期では体重の増加などの身体発育への不安、幼児期になると発達の遅れや自我の芽生えから児へのかかわり方に戸惑う等、疑問や心配などが育児不安につながり、支援を必要とする母子が散見される。今後も、妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行っていきたい。

4. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条	
健康さくら21(第2次)目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加 	(初期値) → (目標) 87.6% → 95.0% 94.3% → 100%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については、医療機関に委託
 受診者は妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
 委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	問診・診察 検査・計測(子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、体重、尿検査) 保健指導(妊娠期間を健やかに過ごすための食事や生活のアドバイス)		
必要に応じて行う医学的検査	血液検査(血型・抗体) (初期に1回) 子宮頸部がん検査 (初期に1回) 超音波検査 (期間内に2回)	血液検査(血清・血糖・HTLV-1抗体検査) (期間内に1回) クラミジア核酸同定検査 (期間内に1回) B群溶血性レンサ球菌検査 (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)	血液検査(血清) (期間内に1回) 超音波検査 (期間内に1回)

イ. 乳児一般健康診査(1回目:3～6か月、2回目:9～11か月)

問診及び診察(発育・発達の検査など)、尿化学検査、血液検査

*尿化学検査、血液検査については医師が必要ないと認めた場合は省略

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
 - イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
 - ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
 - エ. もぐもぐ教室案内にリーフレット同封(平成26年8月から)

《実績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×1.4（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
25年度	1,172	16,408	13,886（償還分215含む）	84.6
26年度	1,217	17,038	14,042（償還分237含む）	82.4
27年度	1,082	15,148	13,754（償還分271含む）	90.8
28年度	1,054	14,756	12,125（償還分199含む）	82.2
29年度	1,035	14,490	12,689（償還分171含む）	87.6

② 乳児一般健康診査受診状況

発券枚数：出生数×2（回分）

年度	対象者数(人) (出生数)	発券枚数 (枚)	乳児一般健康診査 (2回分)利用枚数(枚)			利用率(%)		
			3-6か月	9-11か月	3-6か月	9-11か月		
25年度	1,182	2,364	1,949	1,071	878	82.4	90.6	74.3
26年度	1,162	2,324	1,994	1,036	958	85.8	89.2	82.4
27年度	1,150	2,300	2,010 (償還分1含む)	1,069	941	87.4	93.0	81.8
28年度	992	1,984	1,970	989	981	99.3	99.7	98.9
29年度	1,031	2,062	1,763	915	848	85.5	88.7	82.3

《考察》

妊婦一般健康診査は、県外の里帰り先などで受診を希望する妊婦がいるため、随時、受診を希望する医療機関と個別契約し、利便性の向上に努めている。平成29年度は、平成28年度から継続して健診を希望している妊婦がいた25医療機関と年度当初に契約し、その後、年度途中で50医療機関と新規に契約を締結した。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いの申請を受け付けており、平成29年度は、42人（健診171回分）の申請があった。

平成29年度の妊婦一般健康診査受診状況については、昨年度より5.3ポイント利用率が上昇している。今後も、早期の妊娠届出と、定期的な妊婦健診受診について勧奨していきたい。

乳児一般健康診査受診状況について、3～6か月の利用率が88.7%と例年と比較し低くなっている。

9～11か月児の利用率も82.3%と低い状況であるため、引き続き、母子事業等でかかりつけ医を持つことの重要性と共に、乳児健康診査の意義を伝える中で受診を勧奨していきたい。

5. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(初期値) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%
・BCGを6か月までに受ける人の割合 98.4% → 100%	

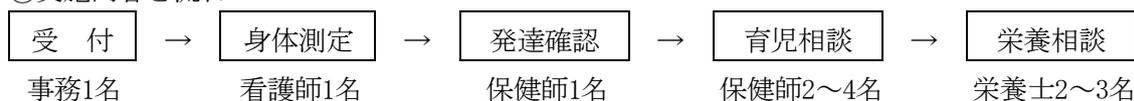
《目的》

母子保健法第9条、10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

- ①対象 生後4か月の乳児
- ②実施方法 市内3会場にて月1回実施（健康管理センター・西部保健センター・南部保健センター）。健康管理センター・西部保健センターは午前、午後実施。南部保健センターは午後実施。

③実施内容と流れ



- ④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

① 年度別来所状況（人）

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
25年度	1,176	1,035	88.0
26年度	1,149	1,008	87.7
27年度	1,208	1,090	90.2
28年度	1,062	958	90.2
29年度	1,005	932	92.7

② 地区別来所状況（人）

地区	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
佐倉	144	126	87.5
臼井	135	140	96.4
志津	496	461	92.9
根郷	160	151	94.4
和田	6	3	50.0
弥富	6	5	83.3
千代田	58	45	77.6
市全体	1,005	932	92.7

③ 相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
932人	744人 (79.8%)	188人 (20.2%)	0人 (0%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④要支援理由内訳 人(%)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数(%)	支援理由	要支援者数(%)
発育	39 (20.7)	疾患障害	1 (0.5)
保護者の不安・負担	81 (43.1)	虐待ハイリスク	3 (1.6)
育児・生活態度	29 (15.4)	栄養	5 (2.7)
保護者の精神疾患(疑い含む)	16 (8.5)	その他	2 (1.1)
発達	4 (2.1)	きこえ	1 (0.5)
保護者の体調・疾患	7 (3.7)	合計	188 (100)

⑤地区別支援状況

地区	来所者数	「支援あり」の数	要支援率(%)
佐倉	126	30	23.8
臼井	140	35	25.0
志津	461	88	19.1
根郷	151	25	16.6
和田	3	0	0.0
弥富	5	0	0.0
千代田	45	10	22.2
市全体	932	188	20.2

《考 察》

乳児相談は、生後4か月までの産婦および乳児を対象とした全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている目視・把握ができない母子の早期発見、及び早期支援のためにも重要な事業となっている。

前年度と比較して対象者数は減少しているが、来所率は92.7%と増加し、要支援率も増加している。支援理由としては、全地区を通して「保護者の不安・負担」が大きな割合を占めている。乳児相談の対象月齢は、定額・寝返り等運動発達面においても、また離乳食を開始する時期であるため栄養面においても、保護者の悩みや心配ごとが出てくることが多い時期であり、乳児の成長、発達状態に応じた保健指導や保護者の不安・負担への支援が重要となっている。また、来所していない母子にも目を向け、電話連絡や家庭訪問を通して、育児及び生活状況や保護者の不安負担を確認していきたい。乳児相談事業を通して、保健センターが身近な相談の場であることの周知を図り、一人ひとりに合った適切な保健指導、そして保護者の支援に努めていきたい。

6. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条								
健康さくら21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(初期値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幼児の保護者</td> <td style="text-align: right;">2.2% → 0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">小学生の保護者</td> <td style="text-align: right;">5.6% → 0%</td> </tr> </table> ・むし歯のない人の割合 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3歳児</td> <td style="text-align: right;">80.7% → 90.0%</td> </tr> </table> ・風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合(1歳児) <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">30.8% → 増加</td> </tr> </table> 	幼児の保護者	2.2% → 0%	小学生の保護者	5.6% → 0%	3歳児	80.7% → 90.0%		30.8% → 増加
幼児の保護者	2.2% → 0%								
小学生の保護者	5.6% → 0%								
3歳児	80.7% → 90.0%								
	30.8% → 増加								

《目的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター・西部保健センター：月1回、南部保健センター：2ヶ月に1回
- ③実施内容 栄養士・歯科衛生士・保健師による集団指導 ※個別相談は希望者のみ
- ④周知方法 対象児全員に個人通知の他、「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別来所状況

年度	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
25年度	1,177	835	70.9
26年度	1,194	841	70.4
27年度	1,215	923	76.0
28年度	1,116	841	75.4
29年度	1,017	750	73.7

②センター別来所状況

実施会場	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	347	252	72.6
西部保健センター	497	368	74.0
南部保健センター	173	130	75.1

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談(人)	歯科衛生士相談(人)	保健師相談(人)
健康管理センター	42	17	49
西部保健センター	66	41	96
南部保健センター	18	11	25
合計	126	69	170

※個別相談は希望者および、継続支援者のみ

《考 察》

9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で栄養の大部分を食事にとるようになる。また食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行っている。また、歯科衛生士からは乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について、保健師からは事故予防のための知識普及や啓発も行っている。こうした取り組みを乳児期からすすめていくことが、健康さくら21(第2次)の目標である『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』の実現につながっていくと考える。

来所率は73.7%で、昨年度より1.7ポイント減少しているものの、平成25年度からは70%台を維持している。相談も来所者の40%が希望しており対応しているので、この月齢の子を持つ保護者のニーズの高さがうかがえる。

今後も、より多くの保護者に向けて正しい知識の普及を図るだけでなく、同じ月齢の子を持つ保護者同士が悩みを共有・共感できるよう、集団という場を生かした指導にも努めていきたい。

7. 1歳6か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条	(初期値) → (目標)
健康さくら21 (第2次) 目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 ・ 麻しん予防接種を受ける人の割合 (第1期) 	<ul style="list-style-type: none"> 64.4% → 増加 46.7% → 23.0% 97.4% → 100% 1.8% → 0.7% 9.6% → 0% 95.0% → 100%

《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。又、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、南部保健センターにおいて2か月に1回実施。(計30回)
医師診察は、市内15協力医療機関で医師診察を実施。
- ③実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談
M-CHAT短縮版(注)(7項目)の問診
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診) 医師診察
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知及び「こうほう佐倉」、ホームページに日程等掲載した。

《実績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
25年度	1,259	1,172	93.1	207	17.7
26年度	1,233	1,176	95.4	256	21.8
27年度	1,192	1,104	92.6	255	23.1
28年度	1,220	1,170	95.9	336	28.7
29年度	1,102	1,031	93.6	292	28.3

②地区別受診状況

地区	対象者数 (人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	1 4 5	1 4 3	9 8. 6	3 7
臼井	1 7 2	1 5 8	9 1. 9	4 3
志津	5 2 6	4 9 4	9 3. 9	1 5 1
根郷	1 9 5	1 7 7	9 0. 8	4 9
和田	4	3	7 5. 0	0
弥富	3	3	1 0 0. 0	1
千代田	5 7	5 3	9 3. 0	1 1
市全体	1, 1 0 2	1, 0 3 1	9 3. 6	2 9 2

③要支援理由内訳(人) : 支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数	割合%
ことば	9 5	32. 5
発達	7 0	24. 0
保護者の不安・負担	5 2	17. 8
育児・生活態度	2 3	7. 9
保護者の精神疾患(疑い含)	2 2	7. 5
発育	1 6	5. 5

支援理由	要支援者数	割合%
虐待、虐待ハイリスク	5	1. 7
保護者の体調・疾患	3	1. 0
疾患障害	2	0. 7
栄養	2	0. 7
その他	2	0. 7
合計	2 9 2	100. 0

④歯科健康診査結果

上段 (人) 下段 (%)

受診者数	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
1, 029	373	473	531	21	4	0	0	0	43	2	73
93. 4	36. 2	46. 0	51. 6	2. 0	0. 4	0. 0	0. 0	0. 0	4. 2	0. 2	7. 1

・むし歯罹患率 0. 4% ・1人平均むし歯本数 0. 01本

(備考) 歯科健診 2人未受診。

※歯科健康診査 結果判定の分類

- 1型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの
- 2型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの
- 3型 要観察歯(むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯)があるもの
- A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの(比較的軽症)
- B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの(放置すれば重症になる恐れ)
- C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの(比較的予後は良好)
- C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの(重症)

⑤個別医師診察結果(人)

平成30年6月20日現在

平成29年度集団健診受診者数							
(a)	医師診察受診者数		医師診察結果				
	(b)	(b)/(a)	異常なし	経過観察	要治療	その他(治療中など)	精密健康診査
1, 031	816	79. 1%	783	24	2	0	7

⑥精密健康診査結果 (人)

精密健康診査 対象数	受診数	受診結果内訳			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
7	7	1	3	3	0

*診断確定の内訳：臍ヘルニア1、移動精巣2

《考 察》

平成27年3月「標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き～『健やか親子21（第2次）』の達成に向けて～」が配布され、「健やか親子21（第2次）」に掲げる指標に対応した問診項目が示された。そのうち報告義務を伴う「必須問診項目」について、平成27年10月から乳児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の問診票に導入した。新たな問診項目には「育てにくさ」や「具体的な虐待行為」を聞く項目があり、発達に課題がある児や虐待リスクのある保護者の支援につなげている。平成27年9月には、厚生労働省からの通知「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正があり、実施要綱と問診票も改正された。これに伴い、平成28年度から問診票を全面的に見直した。

受診率は、前年度と比べ減っている。個別医師診察の受診状況は、保健師面接の場面で、受診勧奨を強化しており、受診率は急激に下がることなく維持できている。引き続き、1歳6か月児健診を受ける必要性を周知し、一人でも多くの方に健診会場に足を運んで頂けるよう、取り組んでいくとともに、医師診察の受診率も向上するよう啓発していく。

(注) 乳幼児自閉症チェックリスト修正版 (M-CHAT) について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

※1歳6か月までにみられる社会的発達について

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしますか
- (3)お母さん（お父さん）に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん（お父さん）が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん（お父さん）のすることをまねしますか
- (6)お母さん（お父さん）が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつも違うことがある時、お母さん（お父さん）の顔を見て反応を確かめますか

8. 3歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら21(第2次)目標値	(初期値) → (目標)
	・1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 64.4% → 増加
	・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%

《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ②実施場所及び回数 健康管理センター、西部保健センターにおいて毎月1回、年12回実施。
南部保健センターにおいて2か月に1回、年6回実施。
- ③実施内容 全員実施：身体計測、尿検査、歯科健診、医師診察、育児相談
発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^(注)
必要者のみ実施：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力二次健診、
眼科二次健診、尿二次検査
- ④周知方法 3歳6か月に達する幼児全員に健康調査票、歯科健診票等を送付。
「こうほう佐倉」・ホームページにて周知。

《実績》

①受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援者率(%)
25年度	1,304	1,107	84.9	248	22.4
26年度	1,278	1,109	86.8	244	22.0
27年度	1,329	1,176	88.5	209	17.8
28年度	1,289	1,138	88.3	192	16.9
29年度	1,260	1,140	90.5	192	16.8

②地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)
佐倉	178	155	87.1	35
臼井	182	159	87.4	34
志津	628	577	91.9	77
根郷	172	158	91.9	31
和田	7	6	85.7	2
弥富	11	10	90.9	1
千代田	82	75	91.5	12
市全体	1,260	1,140	90.5	192

③要支援理由内訳(人)：支援理由の一番目にあげられるものを計上

支援理由	要支援者数	割合%
ことば	95	49.5
発達	37	19.3
保護者の不安・負担	35	18.2
保護者の精神疾患(疑い含)	8	4.2
育児・生活態度	7	3.6
虐待、虐待ハイリスク	5	2.6

支援理由	要支援者数	割合%
発育	2	1.0
保護者の体調・疾患	1	0.5
きこえ	1	0.5
その他	1	0.5
合計	192	100.0

④尿検査結果(人)

検査数	有所見数	有所見(%)	有所見内訳(延数)			
			糖	蛋白	潜血	小計
1,024	59	5.8	0	37	23	60

⑤歯科健康診査結果 上段(人) 下段(%)

受診者数	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型			
1,138	35	788	138	61	106	34	2	9	75	0	8
90.3	3.1	69.2	12.1	5.4	9.3	3.0	0.2	0.8	6.6	0.0	0.7

・むし歯罹患率 13.3% ・1人平均むし歯数 0.51本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照
(備考) 歯科健診2人未受診。

⑥医師診察結果(人)

医師診察数	医師診察結果				
	異常なし	経過観察	既医療	その他	要精密健康診査
1,138	1,100	32	2	1	3

⑦精密健康診査実施状況(人)

健診内容	精密健康診査 交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	16	16	5	1	10	0
眼科二次	20	18	0	11	7	0
聴力二次	0	0	0	0	0	0
その他	3	2	0	1	1	0
計	39	36	5	13	18	0

*診断確定の内訳 移動精巢1、下部尿路感染1、屈折性弱視5、遠視・乱視2、弱視・遠視1
弱視1、近視性乱視1、遠視性弱視1

《考 察》

市では、3歳児健康診査の受診率向上を目標に掲げ、未受診勧奨に力を入れているため、90%を超えることができた。

3歳は、心と体の成長とともに、子どもの視力の発達に遅れがないか、聴力においては、ことばの習得等に遅れをもたらす難聴がないか等を確認する大事な年齢であることから、引き続き、3歳児健診受診の必要性について啓発していきたいと考える。また、一次健診の結果、精密健康診査が必要となった児が、専門医療機関の受診により診断が確定し、早期治療に繋がることから、精密健康診査の受診勧奨にも継続して取り組んでいきたい。

平成25年度から発達チェック項目（了解、図形模写、同図形発見（形・色））^(注)を導入し、一人ひとりの発達の特徴を大まかにつかむ中で、必要時、言語聴覚士と連携しながら、母親に今後の発達の見通しや家庭における具体的な対応方法を伝える場として、重要な機会になっていると考える。

平成27年10月からは、1歳6か月児健康診査と同様、「健やか親子21（第2次）」の指標に基づく問診項目を追加した。適切な支援に結び付けることで、健診に満足する保護者の割合を増やしていきたい。

今まで市内の小児科医師に輪番制で、集団健診での医師診察をお願いしてきたが、当日の担当医がかりつけではない場合も多かった。そのため、平成30年度からは、医師診察を個別とし、かりつけ医で健診が受診できる形をとることとなった。

（注）発達チェック項目

<了解>

目の前に見えないことについて、①お腹が空いたらどうしたらいいですか、②眠くなったらどうしたらいいですか、③寒いときはどうしたらいいですか、と言葉を使ってやりとりする力を見るもの。

<図形模写>

丸と十字を描いてもらうもので、図形を見る力、文字を書いたりするときの基本的な力を見るもの。

<同図形発見>

丸、三角、四角の形を見分ける力、色では黄色、赤色、青色の色の理解と、呼称の力を見るもの。

9. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら21(第2次)目標値	(初期値) → (目標) ・むし歯のない3歳児の増加 80.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う人の増加 3歳児 71.6% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 2歳・2歳6か月・3歳
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター：月1回
※10月11月は工事により健康管理センターでの実施なし
対象者は西部保健センター、南部保健センターへ振替
- ③実施内容 歯科健診 → フッ素塗布・歯垢の染め出し（希望者）
→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
「こうほう佐倉」、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
25年度	3,827	2,803	73.2
26年度	3,860	2,887	74.8
27年度	3,836	2,861	74.6
28年度	3,725	2,753	73.9
29年度	3,698	2,830	76.5

②会場別受診状況

実施会場	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
健康管理センター	1,065	902	84.7
西部保健センター	1,897	1,359	71.6
南部保健センター	736	569	77.3

※10月11日健康管理センター対象者は、西部保健センター、南部保健センターへ振替

③地区別受診状況

地区	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率 (%)
佐倉	479	372	77.7
臼井	556	415	74.6
志津	1,767	1,352	76.5
根郷	620	477	76.9
和田	22	16	72.7
弥富	19	14	73.7
千代田	235	184	78.3

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※								フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型		
2歳	1,193	966	81.0	0	931	19	14	2	0	0	856(88.6)	
2歳6か月	1,251	961	76.8	4	910	17	24	5	0	1	851(88.6)	
3歳	1,254	903	72.0	1	817	27	46	10	0	2	799(88.5)	

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳	93	48
2歳6か月	72	42
3歳	41	17
合計	206	107

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	71	30
西部保健センター	153	69
南部保健センター	52	20
合計	276	119

《考察》

むし歯のない3歳児の割合は86.7%（3歳6か月児健診結果）であった。フッ化物は定期的に塗布することで、むし歯予防効果が高まるため、定期的に歯科健診を受けることの重要性について、継続して啓発していく必要がある。さらに、家庭での低濃度のフッ化物応用を行うことで、むし歯予防効果を高めるため、フッ化物配合歯みがき剤等の使用方法についても正しい知識を啓発していきたい。

1歳6か月児健康診査の事後指導の場として実施している、ことばの相談の相談者数は206人で、そのうち107人が「ことばと発達の相談室」や「次回母子保健事業」での継続支援が必要であった。また、保健師相談は276人、栄養士相談は119人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の方を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

10. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条	
健康さくら21(第2次)目標値	・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 ・育児についての相談相手のいない保護者の割合	(初期値) → (目標) 46.7% → 23.0% 97.4% → 100% 1.8% → 0.7%

《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回(年12回)健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。(ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる)

《実績》

① 利用状況 (件)

年度	実数	延数
25年度	20	25
26年度	30	41
27年度	24	31
28年度	27	35
29年度	19	30

② 地区別利用状況(実数) (件)

地区	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
佐倉	1	8	1	2	4
臼井	4	4	4	7	5
志津	13	11	15	13	8
根郷	2	5	3	4	2
和田	0	0	0	0	0
弥富	0	0	0	0	0
千代田	0	2	1	1	0
住登外	0	0	0	0	0
計	20	30	24	27	19

③ 年齢別利用状況 (実数)

(件)

年齢	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
0～5か月	4	2	1	1	1
6か月～1歳未満	7	1	3	7	7
1～2歳未満	4	16	5	10	4
2～3歳未満	1	4	8	4	3
3～4歳未満	2	1	5	3	1
4～5歳未満	1	1	2	1	1
5歳以上	1	5	0	1	2
計	20	30	24	27	19

④ 相談経路 (実数)

(件)

相談経路元事業	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
保健師紹介	0	2	1	1	4
電話相談	7	12	9	11	10
ことばの相談室	3	6	4	3	1
乳児相談	6	2	1	1	2
もぐもぐ教室	2	2	2	3	1
1.6 健診	1	4	2	4	1
3歳児健診	0	0	0	2	0
幼児歯科健診	0	0	2	1	0
新生児訪問	1	0	0	0	0
他機関からの紹介	0	2	1	0	0
親子教室	0	0	0	1	0
継続	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	0	0
計	20	30	24	27	19

⑤ 相談内容 (実数)

(件)

相談内容	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
運動発達	14	12	11	13	11
言語発達	3	5	1	5	1
社会性の発達	2	8	11	5	5
身体発育	1	5	0	1	0
疾患	0	0	0	0	0
多動	0	0	1	1	0
その他	0	0	0	2	2
計	20	30	24	27	19

相談内容その他：歩き方について 2件

⑥年齢別相談内容（実数）

（件）

年齢	運動発達	言語発達	社会性の発達	身体発育	多動	その他	計
0～5か月	1	0	0	0	0	0	1
6か月～1歳	7	0	0	0	0	0	7
1～2歳未満	3	0	0	0	0	1	4
2～3歳未満	0	1	2	0	0	0	3
3～4歳未満	0	0	1	0	0	0	1
4～5歳未満	0	0	0	0	0	1	1
5歳以上	0	0	2	0	0	0	2
計	11	1	5	0	0	2	19

⑥ 相談内容・結果・終了者内訳（実数）

（件）

初回相談 内容	相談者数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題 なし	医療機関 紹介	療育紹介	その他（※）
運動発達	11	2	9	5	2	0	2
言語発達	1	0	1	0	0	0	1
社会性の発達	5	2	3	0	2	0	1
身体発育	0	0	0	0	0	0	0
疾患	0	0	0	0	0	0	0
多動	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	2	1	1	0	0
計	19	4	15	6	5	0	4

※「その他」は、すすく発達相談後の経過を母子保健事業で観察することとなった者の数。

《考 察》

平成29年度より、医師との相談時間を増やし、保護者が十分相談できるような体制とした。その結果、利用実績は前年度までと比較すると減少しているが、利用した保護者からは時間をかけて相談できたことに対して満足した様子がみられている。

相談利用者年齢は、1～2歳未満が最も多く、次いで、6か月～1歳未満である。電話相談から利用につながるケースが多く、保護者自らが当事業の情報を得て、対応行動をとっているケースが多い。相談内容は、昨年度と同様に運動発達の相談数が多い。次いで、社会性の発達、言語発達となっている。社会性の発達の相談は、全員が2歳以降の利用となっているが、保護者にとって育てにくさを感じ育児負担感の増加につながる時期であるため、保護者の気持ちに寄り添った支援が必要になってくると思われる。今後とも、保護者が十分相談できるように調整を行うとともに、事前・事後のカンファレンスにおいて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が連携しながら多角的な視点で児の発達とともに、保護者への支援を継続していく。

11. ことばと発達の相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(初期値)→(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達（社会性、行動面等）について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの問題を持つ就学前児及びその保護者
- ②方法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談を実施
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、必要に応じて助言及び指導を行う。1回30分から1時間程度。医学的処置や療育を必要とする場合は、他機関を紹介する。
- ④周知方法 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児子育て相談、幼児歯科健診、健康カレンダー、「こうほう佐倉」、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実績》

① 年度別利用者数（人）

年 度	実 数	延 数	新規申込者数	終了者数
25年度	545	3,672	282	154
26年度	579	3,479	216	213
27年度	564	2,895	204	200
28年度	549	3,060	193	230
29年度	509	2,588	184	231

② 地区別利用者数（人）

地 区	実 数	割合 (%)
佐 倉	63	12.4
白 井	84	16.5
志 津	245	48.1
根 郷	68	13.4
和 田	3	0.6
弥 富	3	0.6
千代田	43	8.4

③ 利用者の経路（人）

経 路	実 数	割合 (%)
1歳6か月児健康診査	30	5.9
3歳児健康診査	77	15.1
5歳児子育て相談	21	4.1
すくすく発達相談	6	1.2
幼児歯科健診	136	26.7
電話相談	187	36.7
他機関からの紹介	7	1.4
面接相談	23	4.5
再 相 談	5	1.0
そ の 他	17	3.3

④ 利用者の相談内容（件）

相談内容	相談件数
ことばの発達	332 (345)
行動面	17 (65)
対人面、社会性	35 (114)
学習面	1 (1)
発音	51 (68)
口蓋裂	2 (4)
きこえ	4 (7)
吃音	8 (18)
視知覚認知	6 (8)
発達のばらつき	42 (58)
その他	9 (19)
問題なし	2 (2)

* () 内は相談内容の重複を含む数

⑥ 利用者の相談結果（人）

相談結果	実数
継続支援	283
経過観察	39
来所終了	187
未来所終了	44

* 「未来所終了」とは、年度内に来所せず支援終了が決定した場合の処遇であり、利用者の実数には含まれない

⑤ 年齢別利用者数（人）

年齢	実数	割合 (%)
0歳児	2	0.4
1歳児	41	8.1
2歳児	70	13.8
3歳児	106	20.8
4歳児	132	25.9
5歳児	158	31.0

⑦ 終了者の終了理由（人）

終了理由	来所終了者 (実数)	未来所終了者 (実数)
改善	38	12
希望なし	7	20
就学	130	8
転出	6	3
他機関を利用	0	1
他の事業で支援	0	0
その他	0	0
問題なし	6	0
合計	187	44

《考 察》

平成29年度の本事業の利用者数は509人であり、相談実施回数は2,588回であった。昨年度に続き、本事業の利用を中断している5歳児25人の保護者に対して、再相談の希望を確認するアンケート調査を実施した。その結果、13人が再開につながり、就学前に支援を実施することができた。

来所の経路としては、1歳6か月児健康診査と5歳児子育て相談の割合が増加傾向にあった。1歳6か月児健康診査から利用につながる児が増加した理由は、本年度から親子教室事業の対象年齢範囲を1歳6か月へと引き下げており、親子教室事業の利用者に対しては本事業における個別支援も合わせて実施しているためであると考えられる。5歳児子育て相談については、事業を開始した28年度と本年度で、各10人程度が本事業の利用につながっていることになる。保護者の不安が高まりやすい低年齢期と就学前の時期については、今後も特に支援を充実させていく必要があると考える。

相談内容としては、ことばの発達に関するものが最も多いが、対人面や行動面の問題を併せ持つ児も多い。また今年度は、きこえに関する相談件数が例年より多くなっていた。きこえの相談に関しては、先天的な重度の難聴ではなく、中耳炎等による軽度の聴力低下が長引いている児の相談が主であるが、市の事業として身近な場所で幼児の聴力検査を実施することが可能である点を活かし、引き続き適切な支援を実施できるよう努めたい。

12. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第10条	
健康さくら21（第2次） 目標値		(初期値) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	1.8% → 0.7%

(1) たんぽぽグループ

《目的》

発達上何らかの問題を抱えている児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援し、保護者の不安を軽減する。

《内容》

- ①対象 ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児とその保護者のうち
- ・Aグループ：1歳6か月から2歳児
 - ・Bグループ：2歳6か月以上で、未就園かつ他機関において継続的に集団指導を受けていない児
- ②方法 各グループ毎月1回 健康管理センターにて実施。1回の開催につき、定員20組
- ③実施内容
- ・Aグループ：自由遊び、ミニ講座、遊びの紹介、個別面接、事後検討会
 - ・Bグループ：自由遊び、一斉活動（体操、手遊び、制作等）、個別面接、事後検討会
- ④参加期間 各グループ最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。Aグループの参加期間終了後は、必要時Bグループへの参加も可能。
- ⑤担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）

《実績》

たんぽぽグループ 年度別参加組数（組）

年 度	Aグループ		Bグループ	
	実 数	延 数	実 数	延 数
25年度			20	108
26年度			18	134
27年度			15	95
28年度			16	91
29年度	17	106	19	118

《考察》

今年度より、発達に問題を抱えている児をもつ保護者が児に合った関わりを知ることで、育児負担や不安を軽減できるよう支援するために、1歳6か月から参加可能なAグループを新設した。また、就園準備を目的とする従来のグループについては、Bグループとして実施した。両グループともに定員に近い参加者数となった。Aグループでは、講義を通して保護者が子どもとの関わり方を知ることによって、保護者の育児不安が軽減されるなど、一定の効果があったことが事後アンケートによりわかった。Bグループにおいても事後アンケートにより、少人数グループにおける一斉活動の経験を子どもが積

むことで、就園後の見通しが持てたと感じる保護者もいたことがわかった。また、前年度は参加希望多数により待機者が出たため、今年度より定員数を増員することで、対応することができた。

今後は、講義の内容を踏まえた家庭での取り組み状況を確認し、具体的かつ継続的な保護者支援を行えるようにしたい。また、Aグループ終了時に所属先がある児の場合は、個別指導での継続支援となるが所属先における一斉活動への参加が円滑に行えているか確認し、対応を考えていく必要がある。

(2) ひまわりグループ

《目的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応・問題行動をできる限り予防・軽減する。

《内容》

- ①対象者 以下の条件をすべて満たす児
- ・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児
 - ・5歳児（年長児）
 - ・保育園、幼稚園などの集団に所属している児
 - ・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児
- ②方法 各グループ毎月1回 健康管理センターにて実施
1グループ定員5人とし、3グループを編成
- ③実施内容 集団活動（ゲーム、制作、発表等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有
- ④参加期間 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能）
- ⑤担当職種 言語聴覚士

《実績》

ひまわりグループ 年度別参加組数（組）

年 度	実 数	延 数
25年度	18	153
26年度	28	257
27年度	32	303
28年度	19	162
29年度	16	130

《考察》

今年度は、昨年度変更した基準により参加者数が減少となったが、集団指導がより必要とされる児を対象とすることができた。少人数グループでの共同制作やゲーム等の活動を通して、他者との調整力や行動統制力、自己表現力などの社会的能力の向上を促すことで、参加者の就学に備えたスキルの習得を促した。また、記録用紙を用いて、保護者に児の行動を客観的に記入してもらうことで、児の良い点と課題の両方に目を向けながら、保護者と担当者間で児の状況について認識を共有することができた。

13. 5歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21(第2次)目標値	<p style="text-align: right;">(初期値)→(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0% ・子どもをかわいと思える保護者の割合 97.4% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%

《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内容》

- ①対象 5歳を迎える児及びその保護者
- ②方法 〈面接相談〉会場：健康管理センター、西部保健センター
実施日：平成29年5月、6月、8月、9月、11月、12月、平成30年2月、3月に各会場で月1回ずつ（年間16回）
〈電話相談〉会場：健康管理センター
実施日：祝日を除く月曜日から金曜日に、随時受付
- ③実施内容 予約制の面接相談を実施。保護者聴取と発達状況を確認する簡易的な検査を行い、結果に応じて保護者に助言を行う。利用は一組につき1回限りで、時間は30分程度。継続的な支援を必要とする場合は、「ことばと発達の相談室」等を勧奨する。
- ④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のお知らせ」を送付、市のホームページに掲載
- ⑤担当職種 言語聴覚士（必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等）

《実績》

①年度別利用者数（人）

年度	人数	要支援者数	終了者数
28年度	11	11	0
29年度	21	18	3

③利用者の相談内容（人）

相談内容	人数
ことばの発達	6
対人面、社会性	7
発音	4
視知覚認知	1
その他	3

②利用者の相談方法（人）

相談方法	人数
面接相談	18
電話相談	3

《考察》

本事業は平成28年度から開始した事業であり、2年目となる今年度の利用者は21人と増加した。相談方法は28年度同様、面接相談と電話相談を行った。面接相談に関しては開催回数を減らしたが、1日分の予約状況を見ると適切であったと考える。相談内容は、ことばの発達、対人面や社会性に関するものが多くを占めた。27年度以前は、3歳児健康診査から就学時健康診断までの間に、決まった時期における子どもの健診や相談の機会は設けられていなかった。本事業を通して5歳を迎える子どもの発達に関する啓発を行うとともに、集団参加や学習準備などについて就学前に相談する場を設

け、適切な支援を受ける機会を作ることは、子どもや保護者が安心して就学を迎えることにつながる
と考える。本事業については、他機関との連携も必要であると考えており、今後は市内の幼稚園や保
育園、こども園への周知についても取り組む予定である。

14. 健康教育・健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21（第2次） 目標値	(初期値) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合 46.7% → 23.0%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合 1.8% → 0.7%
	・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 75.5% → 84.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合 97.4% → 100%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合 9.6% → 0%

《目的》

保健センターでの母子の集いや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

(1) 保健センターでの健康教育

《内容》

◆happy mama style (ハッピー・ママ・スタイル)

- ① 対象者：若年妊産婦とその子ども（20歳未満で妊娠・20歳以下で出産した母と就学前までの乳幼児）
- ② 会場：健康管理センター
- ③ 内容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、妊娠届出時にリーフレット配布、対象者へ毎月個別通知（電子メール、手紙送付で対応）

◆beans circle (ビーンズ・サークル)

- ① 対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 会場：西部保健センター
- ③ 内容：毎月1回（年間12回）開催、月毎にテーマを決め母子の交流、専門職による健康教育、育児相談を実施。
- ④ 周知方法：広報、ホームページ、ポスター、妊娠届出時や新生児訪問時にリーフレット配布

◆Tiny angel (タイニー・エンジェル)

- ① 対象者：2000g未満及び36週未満で出生した子どもとその保護者（未熟児養育医療該当）
- ② 会場：西部保健センター
- ③ 内容：年1回 講演会・交流会開催

【平成29年度 実施内容】

日時：平成30年2月1日（木） 10:00～12:15

講師：看護師・介護予防運動士・ベビーヨガインストラクター 島崎 紀子 氏
地域生活支援センター レインボー 新井 真由美 氏

講演内容：ママのリラックス・リフレッシュを目的としたママヨガの実施

交流会：新井氏を交え、意見交換や質疑応答を実施。

- ④ 周知方法：対象者へ個別通知

《実績》

①参加人数（延）

（人）

実施会場	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
happy mama style	97	69	97	74	35
beans circle	124	211	287	332	186
Tiny angel	—	25	21	9	14
合計	221	305	405	415	235

（２）地区の集まりにおける健康教育

《内容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。
今年度依頼があったのは、以下のとおり。

佐倉地区：佐倉老幼の館、佐倉市ヤングプラザ、東部地区社会福祉協議会

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区：北志津児童センター「教えてタイム」、志津児童センター「ちびっこ広場」「赤ちゃん広場」、ユーカリハローキッズ

根郷地区：南部児童センター「ゆりかごタイム」「さくらんぼちゃんタイム」、山王小学校家庭教育学級

千代田地区：千代田地区社協「ひよこの会」

《実績》

①実施状況

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
佐倉	6 回	189 人	6 回	228 人	6 回	265 人	10 回	247 人	10 回	185 人
臼井	4 回	142 人	2 回	70 人	4 回	72 人	2 回	84 人	2 回	53 人
志津	14 回	379 人	14 回	497 人	12 回	325 人	12 回	358 人	12 回	364 人
根郷	4 回	269 人	4 回	158 人	7 回	311 人	4 回	174 人	4 回	228 人
和田	2 回	31 人	2 回	103 人	3 回	58 人	1 回	5 人	0 回	0 人
千代田	3 回	64 人	3 回	66 人	3 回	72 人	3 回	54 人	3 回	68 人
全市	33 回	1,074 人	31 回	1,122 人	35 回	1,103 人	32 回	922 人	31 回	898 人

（３）女性の健康づくり教育（妊娠力向上啓発）

《目的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内容》

○周知啓発活動

- ・啓発ブースの出店：千葉敬愛短期大学の学園祭「KEIAI フェスタ」において「出張 健康美ボディ講座」として、健康教育(体組成測定、測定結果からのアドバイス、リーフレット類の配布)の実施。
- ・啓発コーナーの設置：志津図書館、佐倉市役所で「妊娠力向上」に関するパネルの展示や

リーフレットの配布を実施。

- ・その他、ホームページでの情報提供(健康美ボディ通信)や成人式での啓発リーフレットの配布など。

《実績》

- ・啓発ブース参加者：敬愛短期大学 33人
- ・ホームページ「健康美ボディ通信」の掲載：2回
- ・成人式での啓発リーフレットの配布：1,600枚
- ・啓発コーナーの設置：2回

(4) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内容》

- ① 対象：保育園・幼稚園児
- ② 方法：歯科健康教育を希望する園を募り、保育園27園、幼稚園7園において実施
- ③ 内容：人形劇「動物の歯わたしの歯」・歯垢の染め出し・歯みがき

《実績》

①年度別実施状況 (人)

年度	保育園	幼稚園	合計
25年度	875	650	1,525
26年度	928	776	1,704
27年度	1,044	759	1,803
28年度	1,060	1,048	2,108
29年度	1,035	801	1,836

*平成18年度より希望がある私立幼稚園においても歯科健康教育を開始。

(5) 健康教育に伴う健康相談

《内容》

健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

《実績》

①年度別実施状況 (人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
25年度	0	56	11	19	86
26年度	7	160	52	33	252
27年度	10	64	62	31	167
28年度	5	73	87	22	187
29年度	2	52	69	29	152

《考察》

若年で出産した親や多胎児の親などを対象に、保健センターで健康教育を実施しており、また共通の思いを抱えている者同士で交流を図れる場にもなっている。その他、地域の児童センター等に出向いて健康教育・健康相談を行うことで、市民にとって身近な場所で気軽に相談ができ育児不安の軽減にもつながっている。今後も地域の子育て支援関連施設と連携を図りながら、知識

の普及・相談対応に努めたい。

女性の健康づくり教育では、若い世代の女性を中心に周知啓発活動を行った。啓発ブースの参加者の中には、体組成測定で体重を測定することに抵抗を感じる人や、やせているにも関わらずもっとやせたいと考えている人も多く、若い世代のやせへの憧れやダイエット志向が伺えた。将来へ向けた体作りには関心が低い傾向があり、今後も継続的に周知啓発を行っていく中で、体重管理や食生活に対する正しい認識を普及していく必要がある。若い世代の興味関心を引く効果的な周知方法を検討するとともに、思春期の保護者世代にも啓発をし、「不妊予防」に関する知識の普及に努めたい。

15. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条の1、第21条	
健康さくら21（第2次） 目標値		(初期値) → (目標)
	・子育てに自信が持てない保護者の割合	46.7% → 23.0%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合	9.6% → 0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	97.4% → 100%

(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目的》

未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にもかかりやすく、その死亡率は極めて高率であるばかりではなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。

このため、医療を必要とする未熟児に対しては、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成をはかることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内容》

「低体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方法：出生通知書の送付をもって届出とする。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方法：健康増進課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
児童青少年課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等実施。
- ③周知方法：ホームページ・ポスター・母子健康手帳交付時配布の「赤ちゃん医療案内手帳」等
指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送る対象者に渡してもらう。

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数

	全出生数	低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
26年度	1,162	130（11.2%）	30（2.6%）
27年度	1,150	101（8.8%）	32（2.8%）
28年度	992	93（9.4%）	26（2.6%）
29年度	1,031	90（8.7%）	11（1.1%）

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数

	低出生体重児数	未熟児養育医療申請件数
佐倉	14	1
臼井	12	3
志津	43	2
根郷	12	1
和田	2	1
弥富	1	0
千代田	6	3
計	90	11

③出生児数の状況（未熟児養育医療該当者）

（人）

単胎・多胎の別	26年度	27年度	28年度	29年度
単胎	26	19	19	10
多胎	2（1組）	12（6組）	7（3組）	0（0組）
多胎のうちの1人	2	1	0	1
計	30	32	26	11

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）

（人）

体 重 在胎週数	体 重					計
	499g 以下	500～ 999g	1,000～ 1,499g	1,500～ 1,999g	2,000～ 2,499g	
～27週 （超早産児）	0	1	0	0	0	1
28～33週	0	0	1	2	0	3
34週～36週 （後期早産児）	0	0	2	0	21	23
37週～	0	0	0	2	61	63
計	0	1	3	4	82	90

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者） (人)

体 重 在胎週数	499g 以下	500～ 999g	1,000～ 1,499g	1,500～ 1,999g	2,000～ 2,499g	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	3	1	0	0	0	4
28～33 週	0	0	0	3	0	0	3
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	2	0	0	0	2
37 週～	0	0	0	2	0	0	2
計	0	3	3	5	0	0	11

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者） (人)

医療機関名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
東邦大学医療センター 佐倉病院	12	10	9	4
東京女子歯科大学附属八千代医療センター	5	5	8	4
成田赤十字病院	5	9	2	2
船橋中央病院	2	1	2	0
千葉大学医学部附属病院	1	0	0	0
君津中央病院	0	2	0	0
国保旭中央病院	0	1	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	1	0	0
順天堂大学医学部附属浦安病院	0	1	1	0
千葉県こども病院	0	0	1	0
千葉市立海浜病院	0	0	1	1
県外の医療機関	5	2	2	0
計	30	32	26	11

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。29年度は、新規申請であがった医療機関で集計。

《考 察》

平成 29 年度の未熟児養育医療の申請件数は、11 件と前年度よりも件数は半数以下になっており、出生数に占める低出生児数もわずかに減少している。未熟児養育医療に該当した在胎週数別にみると、27 週までの超早産児が 4 件と多く、出生体重の内訳をみると、500 g～1999 g に 11 件すべてが入っている。毎年多胎で該当になる者が多いが、今年度は多胎のうちの 1 人のみであった。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子事業にて発育・発達を確認し、3 歳児健診を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。

平成 29 年度は、対象者が 11 件と少なく、多胎も少なかったが、今後も早期に対象児の把握や支援介入を行い、未熟児への支援体制の確立を目指したい。

(2) 未熟児訪問指導

《目的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続きこれを行う。

《内容》

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2000g未満の児
- ②方法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布のリーフレット・健康カレンダー等

《実績》

①低出生体重児訪問状況（新生児訪問再掲）

年 度	対象者数（人）	訪問人数（人）	訪問率（%）
26年度	130	96 (うち養育医療該当19人)	73.8
27年度	101	92 (うち養育医療該当20人)	91.1
28年度	93	81 (うち養育医療該当20人)	87.1
29年度	90	89 (うち養育医療該当11人)	98.9

《考察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。29年度は、訪問率98.9%だったが、訪問が実施できなかった理由は、養育医療対象者1名が長期入院により4か月以内に新生児訪問を受けることができなかったためである。

低出生体重児の家族は、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい。

また、低出生体重児の家族の中には、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、入院中から連絡を取ったり、医療機関をはじめとする他機関と連携を図りサービスの調整を行ったり、退院後早期に訪問指導を行うなどして、今後も母親に寄り添いながら早期支援に努めたい。

16. 母子保健事業未受診者勧奨事業

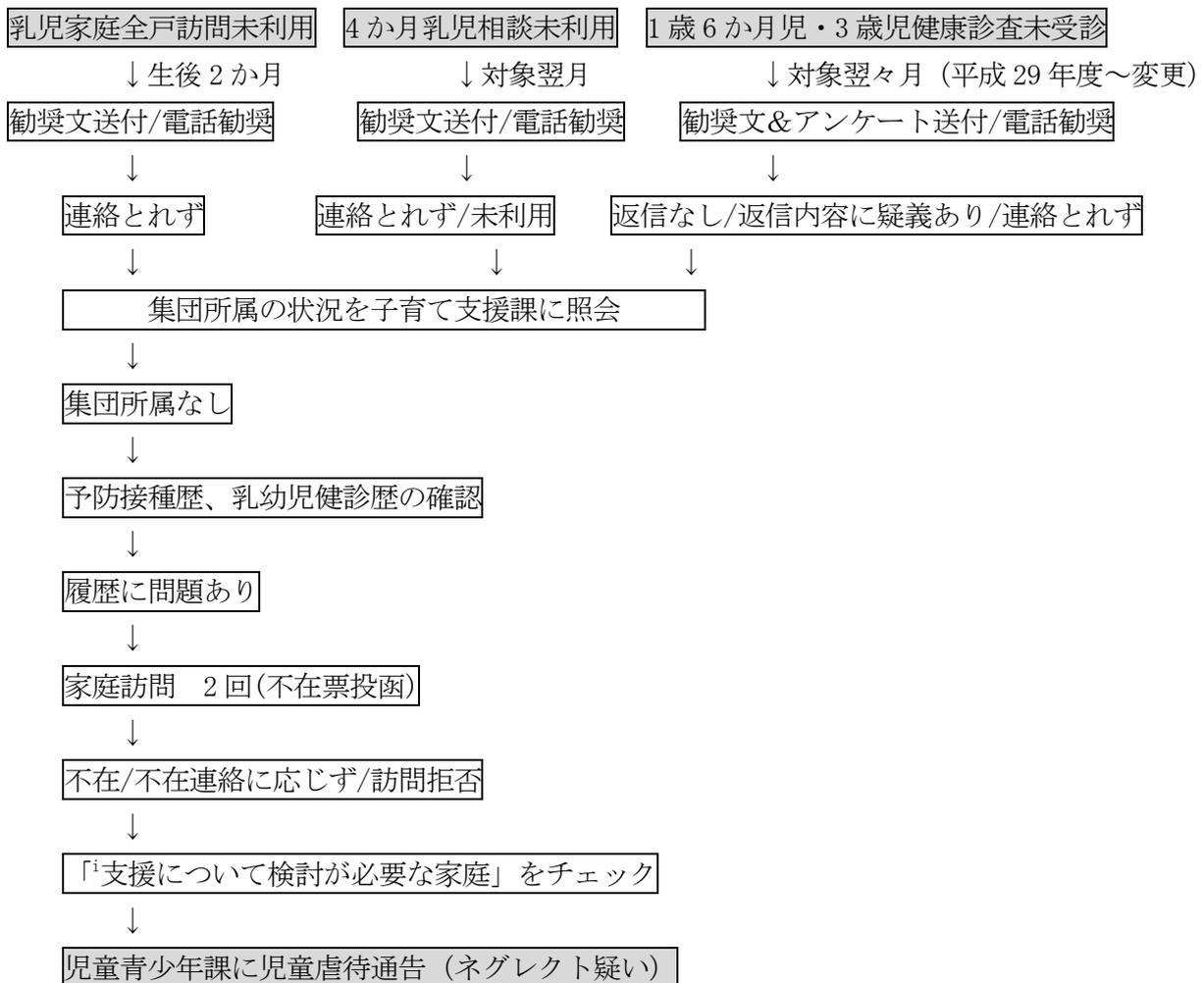
根拠法令等	母子保健法第10条、第11条、第12条 児童虐待の防止に関する法律	
健康さくら21（第2次） 目標値	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 	(初期値) → (目標) 46.7% → 23.0% 9.6% → 0% 97.4% → 100%

《目的》

母子保健法第10条及、第11条、第12条に基づき、妊婦産婦・乳幼児に対し、保健指導、健康診査、家庭訪問を行う。必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じて児童青少年課への通告を行う。これにより、状況の悪化を防止する。

《内容》

事業の流れ



《実績》

① 実施状況

(人)

平成 29 年度	受診率 (%) (前年比)	勧奨数	保健師 訪問数	通告数	勧奨後の受診状況 (割合%)	
					受診あり	受診なし
全戸訪問	93.5 (1.7↓)	112	9	0	92 (82.1)	20 (17.9)
乳児相談	92.7 (2.5↑)	167	2	0	93 (55.7)	74 (44.3)
1歳6か月児	93.6 (2.3↓)	138	4	1	69 (50.0)	69 (50.0)
3歳児健診	90.5 (2.2↑)	234	6	0	108 (46.2)	126 (53.8)

*前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。

*「保健師訪問数」は、訪問して不在だった数も含むので、③の表の「訪問で把握」と一致しない。

②事業別勧奨文送付・電話勧奨結果

(人)

状 況		全戸訪問	乳児相談	1歳6か月児健診	3歳児健診
勧奨文送付・電話勧奨による把握内容	今後受診(訪問)予定	69	93	63	125
	医療機関・前住地で受診済	0	7	5	8
	必要ないので受けない/保育園・幼稚園で受けたので必要ない	4	5	1	13
	拒否/受診できない(仕事で忙しい・交通手段がない等)	0	13	8	17
	里帰り/市外・海外居住	0	1	3	3
	転出	2	1	1	0
	その他(継続支援中・伝言のみ等)	21	35	42	42
期限内(勧奨文送付から1か月以内)に把握できず		16	12	15	26
合計		112	167	138	234

③「期限内(勧奨文送付から1か月以内)に把握できず」だった児の把握結果

(人)

事業名	期限内(勧奨文送付1か月以内)に把握できず	把握(a+b)								未把握(平成30年6月末現在)
		a. 訪問で把握				b. 訪問以外で把握				
		継続支援なし	継続支援あり	文書、電話、面接、健診、相談、支援・予防接種歴、他機関からの情報等	子育て支援課からの集団所属情報	通告後、児童青少年課等で把握				
全戸訪問	16	16	13	11	2	3	3	0	0	0
乳児相談	12	12	1	1	0	11	11	0	0	0
1歳6か月児健診	15	15	2	2	0	13	8	4	1	0
3歳児健診	26	26	6	6	0	20	13	7	0	0
合計	69	69	22	20	2	47	35	11	1	0

《考 察》

平成 29 年度から、1 歳 6 か月児・3 歳児健康診査未受診者への勧奨を、対象翌月から翌々月に変更した。このため、勧奨数は前年度より減少したが、対象者を絞り勧奨を徹底した。1 か月以内に把握できない場合は、早期に家庭訪問を実施し、未把握者は全ての事業において 0 人となった。

今後も、未受診勧奨事業の進捗管理を徹底し、子育て支援課への集団所属確認や、事業担当による家庭訪問、児童青少年課への通告など、時期を逸することなく実施できるよう努めていく。

i 「支援について検討が必要な家庭」

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付厚生労働省雇用機会均等・児童家庭局 総務課長、母子保健課長通知）から引用

2・（1）乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に否定的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生リスクが高いと考えられる家庭（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）において死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。